

US

●アメリカ

## I'm sorry (謝罪) 運動

アメリカで、医師が医療事故を起こした場合、即座に患者や遺族に謝り、事故の経緯や原因などを詳しく説明する「I'm sorry (謝罪)」運動が起こっている。アメリカでは医療事故訴訟が多数起こり、賠償金が高騰。その結果医師賠償責任保険の掛け金が高額となり、医師が訴訟の多い州から脱出する現象も見られる。米国医学研究所 (Institute of Medicine : IOM) は1999年、報告書『人は誰でも間違える』(“*To Err is Human: Building A Safer Health System*”) で、「年間4万4,000人から9万8,000人」が医療事故により死亡していると、衝撃の報告をして、事故対策が本格化するきっかけをつくった。

ハーバード大学公衆衛生大学院教授(医師)のルシアン・リーブ氏は「医師はずっと『医療事故を起こしても、決して認めるな、謝るな』と教えられてきた。そんなことをしたら訴えられるというのが理由だったが、これは神話に過ぎず、事実は逆だ。率直に謝らないから怒りを買って訴えられる。誠実に謝れば訴訟は減る」と語る。次期大統領候補、ヒラリー・クリントン上院議員は昨年秋、関連法案を議会に提出。こうした動きを先取りし、ミネソタ州では医療事故の一般開示を決めるなど全米に広がりを見せている。

「絶対謝るな」。訴訟社会アメリカでは、これがトラブル処理の常識だと思われていた。医師のI'm sorry運動は、急増する医療事故訴訟が、アメリカ医療制度の根幹を揺るがす「医療ミス危機」にまで発展していることを示している。もはや、なりふり構ってはいられないというのが本音だろう。

日本はまだそこまでは深刻化していないが、患者の取り違えや、薬剤の誤投薬など単純ミスが頻発している。医療関係訴訟も年間1,000件近くあり、増え続けているが、訴訟に至るのはまだ全体の1割以下。しかし病院ぐるみの医療事故隠しや、果てはカルテ改ざんまで明らかになり、患者の怒りを買っている。このままでは医療事故訴訟はアメリカのように早晚、大きな社会問題になろう。医療事故訴訟を多く担当した弁護士は著書『医療はかく裁かれた』(上田文雄著/クルーズ/2003年)に記している。「患者やその家族にとってはまず原因究明、それから責任を明確にすること、3番目が医師の謝罪、損害賠償訴訟は4番目の選択肢。勝訴しても、亡くなった肉親が戻るわけでも、負った障害が治るわけでもない。カネなど二の次三の次なのです」と。

医師は、現在の医学水準や、所属する医療機関、さらに自分の技量を正確に把握して、診断や手術に自信を持っている医師なら、患者の求めに応じて、謝罪も含めて、できる限り誠実に対応したほうが、患者・家族も納得する。問題は何度も同じ過ちを繰り返し、説明責任を放棄するリピーター医師や閉鎖的な隠ぺい体質。厚生労働省の医道審議会は、刑事事件だけでなく、医療事故など民事訴訟判決をもとに、医師免許の停止処分が、やっとできるようになった。日本の場合、医師に対するもっと高額な賠償金・保険の掛け金を課すべきだ、との声がこれからさらに高まるかもしれない。アメリカのような事態にならないためにも、早目に手を打つ必要がある。

(澁川智明)

参考: <http://www.sorryworks.net/>

US

●アメリカ

## インターネット版「おばあちゃんの知恵袋」

アメリカにElder Wisdom Circleというサイトがある。インターネット版「おばあちゃんの知恵袋」とでも言うべきもので、60歳から97歳までの高齢者が主として若者から寄せられる悩みに答えている。

恋愛、人間関係、結婚、人生の転機等の項目に混じって、ガーデニングなどがあるのはなんともどかな印象だが、実際の相談にはかなり深刻なものもあるようだ。13歳の少年からは、「誰からも構ってもらえない。これ以上生きていく意味がないので自殺したい」という相談が寄せられている。

この相談に答えているのは、ペンネームJackieという女性。彼女自身の父親も自殺したことを告げ、結果的に彼女が父親と最後に話したことになったため、なぜ自殺の気持ちを変えられなかったのかと、その後100万回自分自身を責めたと語る。13歳では、世界について知っていることはまだわずかだし、人生には周期があり絶望の後には素晴らしいことが待っていると信じて、と語りかける。そして一つだけ約束してほしいと、地域の自殺防止ホットラインへの電話をすすめ、最後にBIG Hugを送ります、そして必ず誰かがあなたを気にかけています、と結んでいる。

相談者はサイトから無料で相談することができる。名前とメールアドレス、悩み事とそのカテゴリーなど、ごく簡単な項目のフォーマットに記入し、送信するだけ。回答者は自分のパソコンから答える人もいれば、デイサービスセンターに集まるグループが回答を担当する場合もあるらしい。その割り振りは事務局で行っているのだろうが、セカンドオピニオンを求めることもできるのは、いかにもアメリカらしくておもしろい。

心に悩みを抱えた若者にとって、親身になって自分に向き合ってくれる相手の存在は、何よりも貴重である。また、直接相手を知らないことが、逆に正直に悩みをうち明けたり、またそのアドバイスに素直に耳を傾けられることにもなっている。

相談する人答える人双方のプライバシーを守りながら、信頼関係に基づいた相談システムを有効に機能させていくには、多大な努力が必要とされる。しかし、経験豊かな高齢者の知恵が役に立つ機会があることは、何よりも高齢者自身の生きがいの場になっているだろう。

参考: <http://www.elderwisdomcircle.org/>

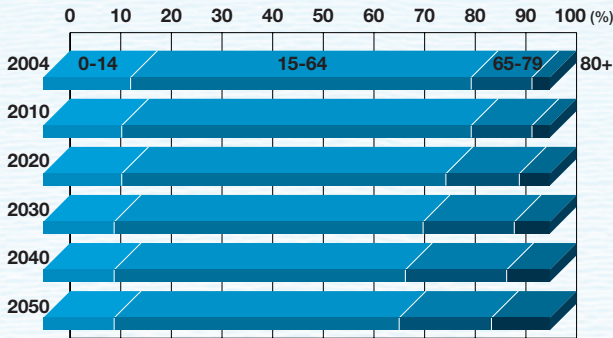
EU

●EU

## 2050年、ヨーロッパでは一人の高齢者を二人の働き手が支える状況に?

欧州委員会 (European Commission) はこのほど、「高齢化による公的支出への影響——EU25カ国における、2004年から2050年までの年金、医療、介護、教育、失業の推移予測」と題する報告書を刊行した。この報告書は、欧州委員会経済金融総局 (Economic and Financial Directorate General) と欧州経済政策委員会 (Economic Policy Committee) が共同

■ Projected changes in the age structure of the EU25 population (EU25カ国の年齢構成変化予測)



出典: EPC and European Commission / 2005年

で作成し、EU財務省に提出されたもので、加盟25カ国の横断的な調査によって、各国における高齢化に伴う年金、医療、介護などへの公的支出が2050年までに膨大な額に達することが明らかにされている。それぞれの国の事情により、かなりの程度の差はあるものの、EU全体としては大幅な増加が予測され、その大部分は年金と医療費の公的負担の増加分とされている。

報告書に収録された人口構成などに関する予測データは詳細を極めるものである。2050年までのEU全体の人口は現在の4億5,700万人から、2050年には4億5,400万人へと、わずかに減少するものの、65歳以上の人口が急増し、2050年には深刻な高齢社会になると予測される。その要因の一つは2010年から始まるベビーブーム世代の退職であり、また一つは出生率の低下であり、さらには更新し続ける平均寿命の伸びである。これらの要因を考慮すると、2050年までに労働力人口(15歳~64歳)は4,800万人(約16%)減少する一方、65歳以上の人口は5,800万人(約77%)の増加が予測される。すなわちヨーロッパは、現在の「1人の高齢者に対する4人の働き手」という状況が2050年までには「1人の高齢者に対して働き手が2人」という状況になる。

そうした中で、年金、医療費などの公的負担がEU全体として2005年~2050年の間に対GDP比で約4%増加するという厳しい予測が立てられている。公的支出に対する窮迫の度合には加盟各国間で差があり、いずれも年金支払額の大幅な増加が予測されている。

そうした困難な事態に正面から向き合う積極的な対応も行われている。加盟25カ国のうち数カ国では2001年以降、年金制度改革など、諸々の制度改革が実行されている。これらの改革を行ったことにより、2004年以前に加盟した15カ国のうち約半数は、予測された年金への支出増加額をかなり削減できたと考えられる。また、年金改革は平均的な退職年齢の引き上げや、高齢労働者の雇用率の引き上げにつながることを期待されている。

さらに医療の面では予防医学的な対応の徹底により、高齢者の健康増進が図られることで、医療費増加の緩和が期待されている。また、長期介護の問題については、施設での介護より在宅介護を推し進めることで、公的支出の大幅な抑制につながると考えられている。

しかし、自己満足するゆとりはなく、公的支出への影響が深刻になる前のここ数年が、改革を進めるチャンスであることに注意を促している。

参考: [http://ec.europa.eu/economy\\_finance/publications/european\\_economy/2006/eespecialreport0106\\_en.htm](http://ec.europa.eu/economy_finance/publications/european_economy/2006/eespecialreport0106_en.htm)

UK ●イギリス

「雇用(年齢)平等法2006」が議会を通過、施行は10月から

イギリスで産業界の反対などによって国会への提出が遅れていた高齢者の雇用差別を禁止する「雇用(年齢)平等法2006 (Employment Equality (Age) Regulations 2006)」がこの3月に議会を通過した。この法律は本年10月に施行されるもので、「雇用、昇進、訓練における年齢差別禁止」「正当な理由のない65歳未満の定年を禁止」「不当な解雇や剰員整理の際の権利に対する現在の年齢制限を撤廃」などを定めている。また、被雇用者の定年を過ぎて働くことを求める権利を認めたとうえで雇用者がそれに配慮すること、雇用者が意図する定年時期を少なくとも6ヵ月前から告知することも規定している。さらに政府は退職年齢の撤廃を行うかどうかを5年以内に判断するとし、その際エビデンス・ベースで長寿化のトレンド、高齢労働者の就業率、雇用者の高齢者雇用状況の進展を考慮するとしている。

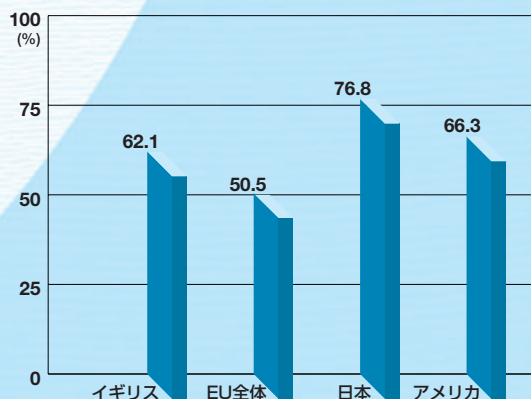
法案を提出したアラン・ジョンソン貿易産業相は、「私たちはより長い期間にわたって健康に生きようになっているのだから高齢労働者の能力を無駄にしないということが必須である」と述べた。さらに、「年齢差別は若い人々にも打撃を与えており、彼らは労働市場において差別されていると感じている。競争の激化している市場において企業が繁栄するためには年齢にかかわらず労働者のスキルが重視されるべきであり、この法律は若い労働者をも守ることになる」と述べている。

一方、イギリスの高齢者のための団体であるエイジ・コンサーン (Age Concern) は、65歳以上の雇用が保障されない点、雇用者が定年には正当な理由があると主張する余地がある点などを問題視している。

EU諸国では、80年代には若年労働者の供給過剰が背景となって早期引退政策が広がったが、これが若年層の雇用促進につながらないことが明らかとなり、高齢者の労働力を活用するための政策転換が進んでいる。EUは2000年に「ヨーロッパ雇用・職業均等待遇包括指令 (European Employment Directive)」を採択し、宗教・信条、障害、年齢、性的指向を理由とした雇用差別を禁止することになった。この指令では、2006年末までにEU加盟国に対して具体的な行動を求めているため、本年中にさらに各国で具体的な動きが予想される。

参考: <http://www.agepositive.gov.uk/index.cfm>  
<http://www.ageconcern.org.uk/AgeConcern/is17.asp>

■ 55~64歳男性の就業率(2002年)



出典: OECD Employment Outlook